

平成29年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年6月12日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 7 議案第25号 浅川町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第28号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第29号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第 8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 発議第 2号 「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書提出について

日程第24 請願第 2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出を求める請願

日程第25 議員派遣の件

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	岡 部 栄 也	主 任 主 査	佐 川 建 治
-------------	---------	---------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明いただいたんですけども、ちょっとわかりづらくて、条文見てもよくわからないので、この条例改正によって実際に町民とのかかわりでどういう影響が出てくるのか、その辺についてかいつまんでご説明をいただけたらと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税関係につきましては、中小企業関係の固定資産税に関するものなので、あとは、軽自動車税が一番関係してくる税かと思われます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） その固定資産税と軽自動車税とどういうふうに変ってくるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税につきましては、地方税法の法附則第15条の中で規定されておりますわがまち条例に関するものについて、浅川町に関係するものが改正、新しく規定されるものです。軽自動車税につきましては、消費税増税が先送りされることによりまして、軽減とかそういうものが2年間延長になるというようなことが内容になっております。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この問題ではなくて、この一般会計補正予算を専決処分しなければならなかった理由について伺いたいんですけども、私、この次の議案の国保会計の専決処分に関しては、次年度への繰越金を決めるためにこれは専決処分が必要だったというふうに思うんです。ただ、この一般会計の補正予算については、専決処分をなぜしなければならなかったのかというのがよくわからないんです。実際には、整理予算で、9月の議会に提案されればそれで済む話じゃないかというふうに思うんです。それで、その必要性について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 予算の管理上、歳入につきましては、国・県支出金、歳出については予算額に対して不用額が生じるもの等について補正を行ってきたところでございます。常に予算の執行状況を管理していくこと、さらには、不用額が生じる場合については基金への積み立て等を行い適正に執行することが必要とされることから行ったところでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今に関連するんですけども、そうすると、この予算の執行が円滑にあるいは明確に

わかるようにというふうなことで、こういう専決をしてやると。ただ、整理予算、俗な言葉を言えば出納閉鎖後の整理予算というか、そういうものになるのかなというふうに思うんですけども、そうする場合には、新たに補正予算組まなくても9月の決算でその成り立ちというか、結果というか、そういうことが包含されればそれでいいのかなという疑問を持つんですが、その辺はどうなんでしょうか。もう一度、その辺をお伺いしたいということが一つあります。

それからもう一つは、町税の固定資産税が1,310万円というふうにふえています、補正されて。この補正の主なことについては、それだけ資産がふえてきたんだと、あるいは、ものによっては評価額がふえてきた、増加したんだと、そういうことに端的に言えばなるんだと思うんですが、一般的には、例えば住宅なんかはふえて固定資産税につながって増になっているんだと、こういうふうなことなんでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほども申し上げたわけでございますけれども、予算の管理上、歳入については各
国県補助金等ございます。それらに対しての、また、歳出については不用額が生じることから、それらを適正に管理するために行ったということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税につきましては、確かに、年々償却資産等がわずかにふえてはおりますが、実績に基づく補正ということになっております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 税務課長さんかと思うんですけども、まさに実績だと思うんです。それはそのとおりだと私もそうだと思うんですけども、ただ、私が言わんとする趣旨は、例えば固定資産の実績が、部門別にはどういう資産がふえたり、評価がふえてきたり、そういう実績というのはどういうふうになっているのかなという、先ほど言いましたけれども、人口はふえないんだけど、住宅なんかは今、市街地にふえていますね、そういうことによるものなのか、その辺の主な原因はどうかということでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 今、おっしゃられたとおり、人口等はふえておりませんが、太陽光発電等の償却資産が近年ふえておりますので、そのあたりで固定資産税がふえております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町一般会計補正予

算（第5号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 決算でもそうなのでありますが、この療養給付費を初め医療費が非常に減ってきているという、そういうことによって、国保税が去年と引き続き減額になるということで、これは本当にうれしいことだなというふうに思うんですが、その主な疾病というんですか、こういう疾病が今までと違って浅川町では減ってきている、あるいは診察の状況等がいろいろ変わってきているというような、そういう何か医療費の伸びが変化したそういうものにつながったのかなと思うんですが、主な原因はどういうことなのかお伺いしたいです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 医療費を抑えられる主な要因としまして、全国的な要因が2件ございます。

一件につきましては、昨年10月から厚生年金保険・健康保険の対象加入が広がりました。要は、社会保険の適用拡大がなされたところでありまして、週30時間以上働く方に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などに厚生年金保険・健康保険、社会保険の加入対象が広がったことが一つ、全国的な要因になっております。

もう一つ全国的な要因としまして、薬価の改定がございました。平成28年10月からの社会保険、薬価基準の改正によりまして、C型肝炎新薬の保険については、大きいところでは半額まで抑えたというような情報もありまして、薬価と保険の適用拡大が全国的な大きな要因でございました。

また、町内的な要因としましては、保健センターを中心に運動教室、運動機器を使いまして運動教室を強力に行っているところでありますし、健診では、高血圧それから脳疾患が本町では多いところがございますので、その健診の際に尿からの塩分検査を全員にやってもらうというようなことも行いまして、予防について力を入れているところでございます。

その辺が、医療費を抑えられた主な要因かなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第5号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町公共

下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この公共下水道事業については、繰越明許も出ております。それで、議案の説明の中では、浅川衣料からみのわ団地に向かってということでしたかね、工事の箇所。それからあと、大同信号さんところから東京ブラインドさんのところ、この2つになるのかなと思うんですが、今回この繰越明許した分はどの路線なのか。それから、東京ブラインドさんのほうに行く排水路については、たしかちょっと仄聞したという表現もしておりますが、では、要するに、大同信号さんと第一精機さんのあの間、いわゆる振動があると工場のほうの業務に支障が出るということではなかなか難しいんだという話を聞いておりますが、その辺はどうなったのか。その路線の、2つの路線とそれから第一精機さんと大同信号さんの間の工事の状況ですか、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、お話がございましたように、工事箇所については、場所を言葉で申し上げますが、浅川衣料さんの入り口付近といいますか、工業団地入り口付近まで28年度で工事が完了していますので、水路的には上流側になります。上流側であって、大同信号さんと第一精機さんの間を東京ブラインドさんに向かって整備をしていくという予定になっております。浸水対策ということで、一つはその路線と、あとは、今の、去年施工が終わりました箇所から上流側、みのわ団地方面に向けたトミー工業さん付近も浸水被害もありましたので、そちらの両サイドの側溝を整備するという事で予定をしております。

工事関係ですが、繰越明許費で現在進めておりますが、現在、まず、用地の境界ということで立ち合いをいただきまして境界の確認をしております。順次、用地、必要な用地面積を算出しまして、今後、速やかに関係する土地の地権者と用地交渉をしまして今年度の工事の着工に向けて進めたいということで予定しております。用地も含めますので、今現在用地も含めて工事の進捗を図っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 大同さんと第一精機さんのあの間のところ入っていくわけですが、それについて、私、先ほどお聞きしましたがけれども、工事による大型重機が入ることによって第一精機さんのほうの業務に影響するかとということでの、それらを理由とした工事の支障はないのかということについてお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 工事に伴って、掘削に伴っては重機関係も当然入るようになると思います。そういう状況もありますけれども、仮設道路を設けたりとかそういうことのないように、なるだけ工事を敷地内で済んで許される範囲の中で工事は進めたいということで考えております。設計・積算についてはそういった部分を考慮して今後の工事の内容を精査していきたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程7、議案第25号 浅川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この条例については、個人情報保護条例ということですが、ここに加える、それ

から改めるということで、今までの条例に対して一部を加えて、また、もしくは一部を改めるということですが、これ、具体的にこの条文等に加える、改めることによって実際にどのような影響があるのか、変化があるのか、具体的にわかりやすくご説明いただきたいと思います。

また、これは個人情報保護条例との絡みになるんですが、浅川町にあります情報公開条例、ございますよね、その平成28年度中の申請と開示した件数についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、この条例の関係でございますけれども、変わってくる場所というので、第2条の中に番号法26条で準用する場合ということで載せてあります。その部分が追加になったということで、これらについては情報提供の記録、さらには秘密の管理、秘密保持の義務、それらが26条の中でうたっているところがございます。前、提案理由の際にもお話ししたかと思いますが、町が行う事業実施に関しまして個人情報の提供に関する条例を定めれば、この個人情報を利用できるということがございますけれども、現在のところ、町ではそのような条例は定めてはおりません。

さらに、情報公開の関係でございますけれども、28年度ということで、請求はなかったものと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この個人情報を保護することと行政情報を公開することというのは、公平で民主的に開かれた町行政を運営する中で最も重要なことだと思うんです。それで、情報公開の利用が1件もない、申請がなかったということですが、私も以前何回か申請したりなんかしているんですが、今は全くやっておりません。これは、請求をしてもほとんど情報公開条例の趣旨にのっとった形で公開されないのがほとんどだったわけでありまして。ですから、結局この個人情報の保護にしても、情報公開にしても、本当に住民のための開かれた町行政の運営に資するためのものでなければならぬと思うんです。そういった観点から、ちょっとお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 情報公開等については、条例等によつての請求開示ということになっておるかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑……。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 提案理由の説明の中で、この条例改正は法律の改正に基づいて特定個人情報の利用を拡大するものだと、そういう法律の改正に伴う条例改正だということであったというふうに思います。

一つには、この特定個人情報の利用というのはどういうことなのか改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一つ。浅川町では、現在のところこの特定個人情報の利用を認めるような条例を定めていないので、今、本町にはこの条例改正は特に直接的な影響はないと、変更はないという説明だったというふうに思

うんですけれども、町でこの利用に関する条例を定めない理由について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 国のほうで定めた条例という形で行っております。例えば、町でやるとすれば、保険業務とか畜犬とかいろいろあるかと思いますが、現在のところ、町のほうではそのような利用はされていないということでございます。

また、なぜやらないんだということでございますけれども、今、特に早急に必要としていないという形からというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 特定個人情報の利用というのは、これ、誰が利用するんですしたっけ。町の組織内での利用なんですか。一般の人ではないですね。例えば税務課で収集した個人情報をほかの課で利用すると、こういうことなんですか。そういうことを、今は町の条例で認める条例はつくっていないから、浅川町では例えば税務課で収集した個人情報は保健課では使えないよと、こういうことになっているということによろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 個人番号を含めた条例等になっております。先ほど田中議員のほうにも答弁しており、この条例をやる場合については情報提供の記録、さらには秘密の管理、秘密の保持ということで個人番号を特定できないような形で行っているのかなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第25号 浅川町個人情報保護条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程8、議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今年度の国保税を昨年度より1世帯当たり1万1,650円、1人当たりでも4,694円引き下げる法案に賛成をいたします。

引き下げの要因の一つとして、先ほどの答弁で、病気の予防や重症化の防止活動に積極的に取り組んだことが挙げられましたが、その成果が具体的にあらわれたものでもあると思います。関係職員の努力に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、本条例改正の前提となった補正予算で、1,000万円の基金積み立てが行われました。これがなければ、今年度の国保税はさらに引き下げることが可能でありました。国保税は、全ての医療保険料の中で一番の重税で、所得に占める割合は9.7%にもなります。来年度からは国保の広域化が始まり、県が財政安定化基金を設置します。

したがって、町の基金は積極的に減税に回すように求め、賛成討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第28号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 1件だけ簡単にお聞きいたします。

7ページの地域のみどり再発見事業植栽剪定業務委託料についてちょっとお伺いいたします。

この剪定委託料は、城山公園と弘法山とお聞きいたしました。それで、剪定に関して、城山公園、以前は頂上付近にツツジが何百本とあると思うんです。それで、5月ごろは下からの道路、118号線から見てもツツジが真っ赤になって大変きれいだったんですよ。ところが、ここ10年近くは周りの木が大木になりまして、ツツジとかそういう咲くのが余り見えなくなったんですよ。それで、5年計画とか10年計画を立てて町長にお願いしたいんです。杉とかそういう大木を伐採していただきたいと思います。それによって、ツツジを見ると物すごい大木なんですね、あれおそらく何十年、50年、100年近くたっているツツジだと思うんですよ。そういうものがかなりあるんですよ。やっぱりそれを大事にするためにも、そしてまた景観をよくするためにも、ぜひ長期計画で剪定というか伐採をしていただきたいと思います。

それともう一点は、弘法山の山桜について、西側のほうに町長もご存じだと思いますが、大木があるんです、山桜の物すごく太いのが。それを、業者に調べてもらって本当に何年生きているというんですか、何年過ぎているのかとか、もしも物すごい150年、200年、300年過ぎていけば、やはりあの大木ですから、広報用として、浅川町の山桜としてPRをしていただきたいと思います。

ぜひ、この2点お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず1点目の大きな木の伐採につきましては、今年度、29年度でふくしま森林再生事業のほうの城山地区も調査することになっております。それでできれば対応ができるのかなと今のところ考えております。

それから、2番目につきましては、専門業者さん等にちょっとお伺いしてみたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） そうすると、29年度城山をいろいろと対応したいということですが、やっぱり大木を何本か何十本か持ち主とお話をして対応するという事なんですか。

あと、山桜はいつごろ、それ、業者に頼むのかをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず1点目ですけれども、その大木につきましては、先ほど言いましたふくしま森林再生事業で対応ができるかどうかは今回の今年度の調査をもって具体的になるかと思えます。ただ、一般的に、ふくしま森林再生事業は間伐的な事業になっていますので、それに対応できないということであれば、また別な計画を考える必要があるかと思えます。

それから、いつ調査するのかということにつきましては、今回、この地域のみどり再発見事業等で打ち合わせなどの際にでもちょっと聞きたいなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、城山公園、そしてまた弘法山公園を景観をよくしていただけるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○5番（江田文男君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお尋ねします。

まず、4ページの17款1項1目1節の一般寄附金1,000万円ですか、この1,000万円についてはふるさと納税との関係はどうなんですか。ふるさと納税の寄附金なのか、それともそれとは全く関係のない一般的な寄附なのか。

それから、たしか議案説明のときに吉田富三顕彰事業に使うようにというような形の用途指定があったかなというような説明があったと理解したわけですが、この点についてご説明いただきたいと思えます。

それから、歳出の6ページ、2款1項4目の15、19節、15節はNTTと東北電力ですね、電力柱ですから、この工事請負費326万6,000円、これについてももう少し詳しい説明をいただきたいと思えます。それから、19節の負担金、補助及び交付金の集会所整備事業補助金100万円ですが、これはどこの集会所なのかについてご説明いただきたいと思えます。

それから、8ページの10款5項1目11節の需用費、修繕料ということで20万円上がっております。これは浅川中学校分ということですが、先ごろから計画されております浅川中学校の大規模改修についての、いつごろからやるのか、どれぐらいの規模でやるのか、これについての見通しをご説明いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず最初の寄附金の関係でございますけれども、寄附は1,000万円をいただいております。これについては、一般寄附ということになりました。使途につきましては、吉田富三記念館の事

業で充てていただきたいというような話があったところでございます。

次のNTTの光ファイバーの支障移転工事ということでございます。これについては326万6,000円ということで、東大畑泉地内の電力柱、箕輪字大代地内の同じく電力柱、袖山字中ノ町のNTT柱の3本を移転等によりまして今回支障移転工事ということで行うところでございます。

集会所建設については、当初予算を計上していたわけでございますけれども、既に畑田区、根岸地区からそれぞれ申請がありまして対応できないということで、今後、よその行政区から申請があった場合に速やかに対応できるように今回補正のほうをお願いしたところでございます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

浅川中学校の大規模改修工事ですが、振興計画では平成30年及び31年度を予定しております。具体的な中身なんですが、今後、財政と協議の上事業を進めたいと思っております。今回の補正分につきましては、トイレ等の水回りの改修、応急処置なんですが、その分で計上させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この一般寄附金の1,000万円、吉田富三記念館の事業に使ってほしいという、そういう寄附者の要望があるということではあります、その場合、吉田富三記念館運営につきましては、年間1,050万円かな、そういった支出がされておりますが、それとは全く別にこの分は1,000万円また新たに吉田富三記念館の事業に使うというふうな考え方なんでしょうか。その辺の確認をお願いしたいと思います。

それから、光ファイバーの電柱の移設であります、これはどういう事情でこういう移設が必要になったのかという点についてお話を聞きたかったので、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、19節の負担金、補助及び交付金ですか、集会所整備事業補助金100万円、これについては、私、今、聞き違えでなければ今後のそういう需要に対応して備えて計上したものだというふうにお聞きしたんですが、その辺の確認をお願いしたいと思います。

それから、浅中の関係についてはわかりました。

以上について再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず1点目、吉田富三記念館のほうの寄附ということでございましたが、おっしゃるとおり、年間の指定管理者ということで委託は行っております。そのほかに事業を展開する上で今回1,000万円のほうを計上させていただいたということでございます。

2点目の光ファイバーの関係でございますけれども、これについては、工事等により一般住宅等に立っています電柱、NTT柱がそれぞれ支障があるために移転をするということで、それぞれ移転の工事を行うということでございます。

3点目の集会所の整備事業においては、当初100万円ほど計上してありました。それについて先ほど申したとおり、畑田行政区、根岸行政区からそれぞれ申請がありまして、その当初の100万円はほぼ使ったというこ

とで、今後、新たに各行政区から上がってきた場合、速やかに対応できるように今回予算をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） このNTTの光ファイバー関係の電柱の移設であります。これ、一般家庭って今、説明されましたよね。そうすると、これはあれですか、前に町が負担したNTTの電柱の工事費や何かについては何RIだけかな、といういわゆる事業の中で総括的に契約というか、そういう中で負担をしてきたものがあります。そうすると、今回のこの移設、NTTの移設、電力の経費について各家庭の関係で動いていく電柱を移設するものについて、これ、町が負担していくということなんですか。ちょっと何か理解できないんですが、ということは、これ、絶えず何年間、何十年間とこれ移設続いていくと思うんです、状況変わっていますから。それらの電柱の移設料について町が工事費を負担していくということなのか、これについて再度ご答弁いただきたいと思います。

それから、集会所の整備補助金ですか、これは、結局今のところ何にもないけれどもそのうち出てくるかもしれないので100万円予算計上しておくというお話であります。こうした予算の計上の仕方、とり方というのはちょっとやっぱりおかしいのではないのかと。それだったらやっぱり新年度にきちんと要望のあるところのやつは予算化して、そして、それを執行していく中でそごなんか生じたときには、その中間で補正として追加するということだと思うんです。今回の説明のように、どこも何の要望もまだ出ていないけれども、これから出てきたときに対応するために100万円、いわゆる予算化するんだというのはちょっとおかしいのではないかというふうに思ったもので、この点についてご説明いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まずNTTの移設関係でございますけれども、これにつきましては、以前業務委託契約を行っております。その中で除外事項ということで対象物件の増設、移転、改造または撤去ということで、これらについては対象外ですということになってございます。今のご質問の中で、道路の関係で移設する場合には、道路工事が一般的に費用の負担を行うわけでございますけれども、民地についてはそれぞれNTTと電力のほうが行うということで、それらについて私どもと一緒に電柱のほうに乗せさせていただいておりますので、それらの経費の負担ということで今回出てきているところでございます。

また、集会所については、今言われたとおり当初予算では計上しました。ただ、今後出てきた場合については、補正まで待たなければなりませんので、それを省くために速やかに工事ができるように今回お願いをしたというところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 6ページの吉田富三記念館助成金1,000万円とあと5万円ですか、これの使われ方はどのようにしているのかお伺いいたします。

それから2点目として、6ページのところで高齢者施設の防犯カメラに関しての支出があります。弘法山の

ところの施設だというふうにお聞きをしたと思うんですけども、なぜそれを町が出すのか、その理由について説明をいただきたいと思います。

それから、スポーツ大会の助成ということで、少年野球チームが全国大会に出場するというので50万円を計上されました。大変すばらしいことだというふうには思うんですけども、ただ、この補助金の支出の基準、こういうものは町としては明確になっているのかどうか。たしかこのチームは昨年も出場していたというふうには思うんですけども、そのときに50万円を出したという記憶がちょっとなかったものですから、どういうふうな、きちんと基準を町がつくってそれにのっとっての支出なんだろうかと伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目でございますけれども、1,005万円の寄附の関係でございますけれども、1,000万円については吉田富三記念館のほうの事業で充てていただきたいということで、また5万円についてはふるさと納税によって寄附されたもので、これらについても使途として記念館のほうで使っていただきたいというような申し出があったことから、今回計上させていただきました。今後、どういう使い方ということでございますけれども、これらについては記念館のほうと十分相談をしまいたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 6ページ、3款1項3目老人福祉費でございますが、確かにふくじゅそうの防犯カメラに対する補助でございます。これにつきましては、地域介護・福祉空間整備等交付金事業としまして、町が国のほうに申請をして補助を受けるものでございます。歳入については、4ページをごらんいただきたいと思いますが、民生費国庫補助金の中で3節地域介護・福祉空間整備等交付金、歳出と同額丸々受けまして、それをふくじゅそうのほうに交付すると。補助金の手続については町が行うことになっておりますので、国から補助金をもらいましてふくじゅそうに町が交付するという流れになっておりまして、町からの支出についてはございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

10款1項2目19節のスポーツ大会出場補助金の件ですが、町では、内規を設けております。27年の4月1日から施行されております。そちらに東北大会以上の大会を対象に交付をします。これ、基本は町のスポーツ少年団に所属のチームに対してです。昨年度もですが、あさかわファイヤーズにおかれましては、この大会に出場しました。昨年は1回戦で対大阪のチームとやりまして、負けましたので、補助金50万円は減額されまして40万円弱の補助をいたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目の記念館のお金の使い方というのは、これから当記念館と相談して決めるということでわかりました。

2点目のこの支出に関しては、町が申請して国から来たお金をそっくり施設にやるということなんですけれども、これ、町がそういう施設から要望を受けて、それで仲立ちをしてもらってやるという関係なんですか。ということであれば、これから、さぎそうとかそういう福祉施設からも、あるいは、そういう福祉施設からそのような要望が出てきて同じような扱いがされる場合があるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

それから3点目の内規については、私、記憶違いでした。昨年も50万円の支出をしていたということで、これは、きちんと内規に基づいてやっているということで、わかりました。

2点目だけお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 介護施設に対する補助事業につきましては、さまざまに県のほうから通知がありまして、こういう事業に取り組みますよというようなことがございます。仲立ちということではありますが、全くそのとおりだと思っております。さらに、町内の介護施設、さぎそう等からも以前に介護ロボットの申請がございました。申請がございましたが、事業所のほうで検討した結果、取り下げたということで、さまざまなメニューがございますので、手を挙げていただければ町のほうで申請行為を行うということを行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ふくじゅそうのカメラとそのほかについてはわかりました。

いわゆる地域のみどり再発見事業ということで、5番議員とのいろいろ質疑もありましたけれども、そもそもこの地域のみどり再発見事業というのは、どういう目的でどういうことをやるのか。これは、間伐等が主としてやるんだというふうなことを課長からは伺っているんですけども、その目的といわゆるその主要な仕事、どういうことをやるのかということが一つであります。

それからもう一つは、NTTの問題ですけれども、私もちょっとそのところわからないんですけども、今までやっていたそういうものから含めて、今度は移設が必要だったり、あるいは光ファイバーを個人の人がふやしていくというようなことになった場合の電柱の移転というんですか、あるいは配線、こういうものは特例によってそれを除外されて例外規定になると思うので、町が負担するということになるんだということなんです。その一つの新規として東大畑というふうなことが説明にありましたので、東大畑の地域で電柱工事が随分とやられていたんです。それはどういうことかなと思ったら、一番はやっぱり個人の民地に立っている電力柱だと思うんです。電力柱兼NTTの配線も一緒になっていますね。そういう電柱をなくして、下の町道沿いにずっと持ってくる。そのために何本も移動したり、1本だったのが2本になったり、いろいろそういうことが出ているんです。そういうのにもNTTの電話回線、こういう線も一緒に引かれているんです。

ところが、今のところはNTTの電柱はそのままにしてあるところと、電力柱の移転したところにくっつけたところといろいろアンバランスになっているんですけども、そういう工事なんかにも町が光ファイバーの線が通っているということでやっぱり移転の費用というふうになるんですか。それはあくまで東北電力の電力柱、電力の都合で私はあると思うと同時に民地の要望がありますね。民地のすぐそばに大木が立ってとかいろ

いる障害があるから移してほしいなんていう要望も出るんだと思うんですけども、その辺の町が負担しなくてはならない、そういうことについてもう少し詳しく教えていただきたい。

これは、今後もそういう状況が出てくれば町が負担していくという、そういうものにつながるわけでありませんが、その点もお伺いします。

それからもう一つは、この補正予算あたりに私は出てくるのかなと思ったんですが、前、私、質疑で聞いたと思うんですけども、コミュニティーセンターいわゆる屋内運動、屋内ゲートボール場です、そのところの雨漏りは工事費として計上されていないんですけれども、雨漏りはとまったんですか。あるいはそういう点検なんか、町長の答弁でも、どこから漏ってくるかわからないと、やるとすれば全面的にふきかえなきゃいけないんだと、こういうふうな話もありましたけれども、私は、その際専門家にきちんと見てもらえば、最小限度の、両側から滴が集まってきて、ちったんちったんと立つということですから、全体に及ぼさないでその地域の局所的な鉄骨のはり、そういうもののところのやりが何かすき間ができたりとか、地震によって曲がったとか、何かそういう原因がはっきりするだろうから局所的なことで対応できるのではないのかというふうに言ったんですが、その雨漏りについてはやる必要がない、そういう状況になったわけですか。あるいはそのほかの指示がなされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、まず、地域のみどり再発見事業の事業内容についてですが、事業目的としましては、町の代表する城山公園、弘法山公園について町民からみずから手入れをしていただくような計画でございます。それで、いろいろ剪定などを、昨年度も実施しましたがけれども、そういった事業を考えています。今後、チラシなどで募集し、やる時期などについては今後確定しますが、そういったところでボランティアというか町民の方を募って手入れをやる。ちょっと場所的に難しいようなところは委託料のほうで業者さんのほうにも一部委託をするというような事業内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 電柱等の移転の関係でございますけれども、これについては、道路についてはその工事をする事業者が持つということでございますけれども、民地の場合についてはそれぞれ電力、NTTが持つということになっております。それに町が線に乗せさせていただいているということで、その線の部分についてのみ町のほうで支払いという形になるかと思っております。ですから、先ほど言われたように、これについては民地からの要望によって電柱を移転するというかと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 3点目のコミセン、ゲートボール場のおただしでございました。確かに、現在も手をつけておりませんので、雨漏りについては続いている状態ではございます。玄関を入れていって右から左に横一線に雨漏りが見られる状況ではございますが、老朽化によりまして全体的に目地コーティングが劣化しているという状況がありまして、雨漏りにつながっているのではないかと考えております。なお、修繕については相当費用がかかるということもございまして、現在利用されている方には一定程度影響がないということもございましたので、現在のところ状況、現在のままでもつというような判断をしまして今に至っている状

況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1、2はわかりました。

それで、雨漏りの問題なんですけれども、私ちょっと解せないんですけれども、やるとすれば全体が劣化していると、いや、あれだけの鉄骨、あれ、何ていうんですか、あれだけの重量な鉄骨を使って全体に鉄骨づくりですね、それが全体に、私、劣化しているというふうには私は2回ほど見させてもらったんですけれども、もちろん所長の許可をもらって所長と一緒に、あの全体が劣化しているなんていうのは、私、初めて見まして、私、素人見ても全体が劣化しているなんていう、そういうことは絶対にないというふうに、私、素人なんですよ、そう思うんです。

問題は、やっぱり雨漏りだから、町長も前言っていましたけれども、どこからどういうふうに漏っているのかというのがはっきりしないんだと。確かに、雨降っているそのときに私はちょっと行ったんですけれども、両方から集まってちたんちたんとか2カ所ぐらいなるんですね、だから、それが全体にはないんですよ。端っこのほうとか真ん中のほうとかそんなところにはないんです。今、課長言うように、入ってすぐちょっと入ったところのあれにはりがある上のあれから来たやつがずっとこう集まってこうなっているような。だから、私、町長にも言いましたけれども、専門家にきちんと見てもらったら、あのときには所長にも聞いたんだけど、専門家に見てもらったことはないという。だから、専門家に見てもらってしかるべき処置をやっぱり私は早くすべきだと思うんです。鉄骨とか鉄なんてのはもう水分によるあれが油分による支障さえ、こういうものが一番大敵なんですから、やっぱりそれ全体の劣化につながるようなことには私はなと思うんですけれども、そこがおかしくなったらば、それこそ全体のバランスとかはりとかそういうものに、全体に影響します。それこそ大変ですね。

これはぜひ、課長、現地を所長なんかとも十分見て、専門家に原因を究明してもらって、そしてどうやればいいんだか、そこを専門家にもやっぱり見てもらおうと、そういう検討を私はぜひやってほしいなど。それは、お年寄りの人たちも心配しているんです、何だいこれもう、その人らの言葉を借りれば1年にもなるのに、1年でできないのかな、何か雨漏りは直っていないとは何なんだいと、こういうふうに関心しているんです。それはそれなりに町の施設が、やっぱり壊れてしまうんじゃないかという、そういうお年寄りの心配だと思うんです。

そういうことも含めて雨漏りは建物に一番やっぱり先に延ばさなくちゃならない問題だと私は思うんです。所長の話では、休憩室のほう、畳のところも地震によって上のほうの壁のひびがあったりいろいろしているので、そういうこととあわせてそのときにはやりたいというふうなことも話していただきましたので、ちょっとその辺十分、課長、協議して早急をお願いしたいというふうに思うのでありますが、その点もう一回お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） コミセンの鉄骨については、十分もつという判断はできるかと思います。鉄骨

が劣化しているということではなく、外壁の目地コーティングが全体的に劣化しているということで、そうなりますと、どこから雨漏りがするかわからないということもございまして、なお、今後の財政的な協議もしまして、検討、研究してみたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第28号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第29号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第29号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程12、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

本案につきましては、固定資産評価審査委員の松崎清次氏が平成29年7月21日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条の第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字浅川字荒町40番地。氏名、松崎清次。生年月日、昭和20年8月28日。

同氏は固定資産評価審査委員として平成20年7月より9年間にわたり務められております。さらに、町の各種委員等の要職も務められ、町政進展に貢献をいただいているところであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この人事案件直接ではないんですが、固定資産評価審査委員会の活動実績、昨年度はどのような活動状況だったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産評価審査委員会につきましては、年に1回、毎年7月の下旬に委員会を開催いたしまして、固定資産についての異議申し立て等があった場合の、そういう対応は今まではないんですが、そういうことについての出てきた場合の対応の方法とかそういうものについて会議を開いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号～同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第22、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまで一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

日程第13、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第22、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10件を会議規則第37条に基づき一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第3号から第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案をいたします。

同意第3号から同意第12号まで一括して説明を申し上げます。

本案については、いずれも農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。平成27年9月に農業委員会等に関する法律の改正があり、平成28年4月1日以降の農業委員会の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となりました。本町の農業委員は、本年7月19日をもって任期満了となるため、今年2月13日から3月13日にかけて募集したところ、定数10名に対し10名の推薦及び応募がございました。その後、4月14日に県農業委員長や認定農業者協議会の代表者等で構成する候補者評価委員会を開催し、法令に規定されております過半数が認定農業者であることや、中立委員を含めることなど評価を行い全ての方が適任であるとの意見をいただいたところであります。

なお、認定農業者の委員、中立委員等の内訳は農政商工課資料の浅川町農業委員会の委員候補者一覧をごらんください。これを踏まえ、新農業委員会制度に基づく農業委員として次の方々を適任と考え任命したく提案をいたしますので、同意を賜りますようお願いをいたします。

同意第3号。住所、浅川町大字太田輪字二渡20番地。氏名、大河内一二。生年月日、昭和24年3月25日。

同意第4号。住所、浅川町大字箕輪字蟹沢45番地。氏名、小針賢一。生年月日、昭和31年5月11日。

同意第5号。住所、浅川町大字山白石字破石184番地。氏名、生田目源一。生年月日、昭和20年2月12日。

同意第6号。住所、浅川町大字滝輪字森下19番地。氏名、酒井秀忠。生年月日、昭和27年11月21日。

同意第7号。住所、浅川町大字東大畑字泉73番地。氏名、角田一志。生年月日、昭和26年12月14日。

同意第8号。住所、浅川町大字松野入字余郷根5番地。氏名、会田嘉治。生年月日、昭和27年1月2日。

同意第9号。住所、浅川町大字福貴作字六斗蒔281番地。氏名、鈴木政吉。生年月日、昭和30年6月19日。

同意第10号。浅川町大字染字地獄谷地190番地。氏名、八旗正紀。生年月日、昭和27年5月3日。

同意第11号。浅川町大字大草字滝ノ沢6番地。氏名、佐川健二。生年月日、昭和29年11月27日。

同意第12号。住所、浅川町大字浅川字本町86番地。氏名、會田陽子。生年月日、昭和34年6月3日。

以上、10名の方々でございます。

よろしくご審議をお願いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決に入ります。

日程第13、同意第3号から日程第22、同意第12号までを1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第13、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第14、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第15、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第16、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

日程第17、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

日程第18、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

日程第19、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

日程第20、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意をすることに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

日程第21、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

日程第22、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第23、発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） これ、今、大変テロがはやっているんですね。また、テロというと物すごい惨劇が続発しているんですよ。それで、この発議を読んでいますと、このテロ対策を口実に共謀罪をやろうとしているということなんです。国は、我が町民、我が国民を守るのは、私、最大のテロ対策だと思うんですが、なぜこれに中止を求める発議をするのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 発議の理由はこのとおりなんですけれども、テロ対策じゃないかという質問なんです、テロ対策には全くなっていないと。一番危険性のあるのが自爆テロだというふうに言われているんですけども、この法案は、自爆テロについては一言も触れていない。そういう意味で、テロ対策というのは全く口実にすぎないというふうなのが一般にも言われていることでありますし、私もそのように思っております。提案の理由は趣旨のとおりであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 毎日、今、テレビ・新聞をにぎわせているテロ、惨劇が続発しています。テロを実行する前に封じなければ惨劇は増すばかりです。だから、このテロ防止に重要なテロ等準備罪の新設法案が大事だと私は思っております。2020年に東京五輪・パラリンピックが開催されます。その大会を国は見据えてテロ防止に全力を挙げなければ私はならないと思います。そして、この法案とともに国民を守るのがテロ等組織犯罪準備罪の新設法だと思っております。私はこの新設法案は物すごく大事だと思っておりますので、この発議には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田勝君） 今、テロに対することが5番議員からも出ました。テロ対策については今までの法律の中でこのような犯罪の防止についてはちゃんと位置づけされております。国際的なテロの決まりの中に日本はまだ入っていないんだからこういうのも必要なんだということを言っておりますが、これはもう日本が今、決めているそういう法律の中で暴力やテロなどについてきちんと対応ができる、そういう条項がきちんとあるわけでありまして。それを厳格に使えば、新たにこのテロ等組織犯罪準備罪、準備というようなそういう法案をつくらなくてもいいわけでありまして。これは、その内容も非常に国民のいわゆる内心の自由やあるいは良心の自由、こういうものを侵す、そういう内容が心配される法案であって、全国弁護士連合会あるいはさまざまなマスコミの方々あるいはペンクラブあるいは文学、そういう方々も含めて、これはやはりきちんとした組織的犯罪集団の定義、こういうことが曖昧なんです。ですから、警察がこういう組織的にもう準備しているようだという事になれば、電話も聞くこともできるし、参考人として警察に連れていく、あるいは容疑者として連れていく、こういうこともやれるような内容を含んでいるんです。だからこそ、今、問題になっているんです。

戦前、あの悪法と言われて法律違反で国際的にも断罪された治安維持法、これらも戦争の反対のはの字も許されないようなさまざまな状況が生まれれば、もうすぐに特高が来てしょっぴいてその日のうちに殺してしまうというようなことさえなされた悪法であります。これに準ずるそういう監視・弾圧、そういうものが危険性

が払拭されていないんです。ですからこそ、野党がこぞって、自民党の中にも慎重の中に慎重をもっと聞く必要があるだろうという、そういう議員さえおるわけでありまして。やはり、オリンピックを口実にして、これらの取り締まりを強化すると。

今の法律できちんと対処できる、そういうものがあるのにもかかわらずこういうことをやるというのは、本当に冤罪がどんどんふえるという、そういうものにもつながるし、自白の強要や司法取引まで今後この法律の中で出てくると、こういうことを含めれば、全く国民の自由、民主主義、そういう面からも含めて極めて危険きわまりない憲法までを侵す、そういうおそれのある法律だということが言えると思うんです。ですから、やはりそういうことをつくらなくても、今は日本は本当に治安が世界でも最たるものとは言いませんけれども、非常に高い、そういう治安を保ってもおりますし、この法律を新たにつくって国民を監視したり盗聴したりスパイまがいのことが平然と行われると、こういうようなことが生まれないようにしなくてはならないという点で、良心ある人々が、今、反対をしているわけでありまして。

安倍内閣がなぜこういうふうな法律を急いでいるのかということについては、やっぱり安倍内閣の危険性、いろいろなものを含めてあるわけでありまして、そういうものも含めて私は創設をしないということを求める意見書に賛成するものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第23、発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、発議第2号は否決されました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第24、請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この請願団体、福島県南農民組合、これ、組合員数というのは何名いるんですか。

あともう一点は、復活を求める制度に本町としてどのぐらいの方がおるのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1番目の質問であります、この県南農民組合は、今、現在で70人ということでございます。一時、多いときには120人の、発足時はありましたけれども。この団体は、農民組合は、私も入っているんですけれども、全国組織でありまして福島県でも会津、浜通り、県北、県南、いわき、さまざまな組合があって、県連合会を形成しております。この代表者の方は質問にはありませんでしたけれども、おわかりのとおり東村の方でありまして、元白河市議でもありました大竹利男さんであります。

それから2番目の何名ぐらい提出について賛成している人がいるのかと。これは、私も何名だというふうにはぱたっと答弁することはできません。というのは、これは全国からすればほとんどの農家がやっぱり賛成するんですよ。ただ、国にいろいろ請願したりなんだりしても無駄であろうとか、俺は別に例えば署名なんかもしないと、そういうふうな、私も署名運動もやりましたけれども、断った人が誰もおりません。ただ、名前を書くのはあれだけでもこの趣旨には大賛成だと。

今まで、民進党が政府になったときにこの戸別所得補償制度をつくって、農家のいわゆる所得補償をするという、こういう制度はやっぱり画期的なものであって、農業者にも大いに暮らしに役に立った制度であります。作物別にもいろいろ金額がありますし、あるいは転作をすれば1反歩牧草とか1万5,000円の直接補償がありました。つい3年ほど前ですか、7,500円の半分になりまして、その7,500円も来年からは打ち切られると、こういう状況が、今、出ているわけであります。

ちょっと長くなりますが、ご存じのように……

○議長（円谷忠吉君） 簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） 米づくりは、あるいは農業のさまざまな農作物については、農家の所得を安定させる、暮らしを安定させると同時に、多面的な役割を持っているんですよ。水田が、ダムにして何百、物すごい数の、それだけの貯水量を持っているとか、災害を防止する役割を担っているとか、さまざまな多面的な機能もあるわけでありまして、こういう制度がなくなりますと、転作の牧草、いわゆる草刈りなんかもやらなくなってきてどんどん農地が荒れていく、それでなくても機能用地の設定で約2割の耕地が機能用地に設定されるという状況ですから、そういうものを少しでも食いとめていく、そして、日本の農業が、ヨーロッパのように、イギリスでさえ自給率が6割近いと、本当にイギリスに私行ったことありませんけれども、行った人の話ではロンドンなどの大きな都市でもちょっと離れるともう緑がいっぱいと、農作物がいっぱいと、牧草がいっぱいと、こういう状況であります。

この日本は、自給率も4割を切っております。こういう状況を……

〔「議長、とめて」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君。質疑ですから、簡潔にやってください。

○10番（角田 勝君） ただ、答弁を求められましたので。

あと、やっぱり……

○議長（円谷忠吉君） 質疑ですから。

〔「議事進行」の声あり〕

○10番（角田 勝君） 以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今のは質疑で、質疑というのは聞かれたことに対して答弁することなので、討論みたいになった場合には、議長はきちんと整理をしてください。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この組合には一時120人いた、今現在70名弱、半分近く減っているのは、その理由は何ですか。本当によければ逆にふえるんじゃないの。120名から。

〔「それ今関係あるのか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 今、質疑として。

○5番（江田文男君） それで、今、提案者は全国のほとんどが賛成するだろうとおっしゃっていますが、それじゃ、浅川町は何人これ署名したんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の質疑は、全く本件の趣旨に関係ない話なんです。例えば、障害者の団体からいろんな請願が出てきた場合に、何人いるんだ、何で減ったんだ、そういうことを聞くんですか。聞かないでしょう。どういう趣旨でこの請願を採決する必要があるかどうかを審議するのはこの場なんですから、そういうことをきちんと踏まえて質疑の趣旨に沿った質疑をしていただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、答弁ですけれども、減った原因はとか何とかかんとかというのは、この本件に本当に関係ないんですよ。こういう制度を求めている意見書ですから。だから、それは、何人いるかというのはいちいち浅川町の農家の方全員を訪問して賛成か反対かなんていうこともやれる状況ではないのは当然だと思うんです。ただ、私がいろいろ歩ったり局部的ですけれども署名をいただいた、私いただいたのは全く限られた人で40人程度でありますけれども、一人としてやはりこれはもっともだということでは言われていると、このことに尽きると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） まず、これでまず先に反対いたします。というのは、農業者戸別所得補償制度の復活を求めているのは、本当は農業者、私は多数いないと思います。私も町で何人か受けたら、別に俺関係ないよとそういう方もやっぱり現にいるんですから、そういうことです。

あと、今度、政府は農地を集積し大規模効率化を図り、国民の食糧と地域経済、そして環境と国土を守るためによりよい政策を考え、農業者を守ると思っておりますので、この請願には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案を採択することに賛成です。

この戸別保証制度は、民主党の政権下で農家の方の強い要望のもとに実現した制度でありました。集約化ができる農地はいいんですよ。でも、日本にはたくさん集約化ができない中山間地の農地があるんです。これを戸別補償をしていかなかったらますます荒れ地になる。今、浅川町でも農地の少くない部分が荒れ地化していますが、これがますます今後加速化される。これを防ぐためにはやはり戸別補償の復活しかないと思いますので、賛成します。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第24、請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出を求める請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時47分